(証券コード6669) 平成27年10月9日

株主各位

京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地 シ ー シ ー エ ス 株 式 会 社 代表執行役社長 各 務 嘉 郎

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年10月27日(火曜日)営業時間終了時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成27年10月28日(水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地 京都ガーデンパレス 2階 葵の間

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第22期(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査 委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第22期(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

以上

- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ○当社では、インターネット上の当社ウェブサイト(ホームページアドレス http://www.ccs-inc.co.jp) において招集ご通知を提供しております。 なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正 が生じた場合には、上記当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成26年8月1日から) 平成27年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の金融政策による円安基調・ 株価の上昇などを背景に、企業収益や設備投資にも堅調な動きが見られ、景 気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方で海外では、北米において雇用環境の改善や個人消費の増加による内需拡大を背景に、景気は緩やかな回復基調が続いております。欧州では、景気改善の兆しは見えているものの、金融不安等による下振れ懸念は依然として残っており、中国をはじめとしたアジア圏では、中国経済に減速感が見られ、その他の地域においても景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。このような状況の中、当社グループでは「正しいことを正しくやる、当たり前のことを当たり前にやる」をスローガンに掲げ、より高品質、高付加価値の照明製品や光応用製品を生み出すことに加え、当社が創業以来、蓄積してきたノウハウを活用した「ライティングソリューション」を広く市場へ提供することで「光を科学し、社会に貢献する」という基本理念の実現に取り組んでまいりました。

当社グループの主たる事業分野であるMV(マシンビジョン)事業は、国内・海外ともに電子部品・半導体業界、自動車業界および三品(食品・医薬品・化粧品)業界の堅調な設備投資を背景に、ソリューションの拡充や営業エリアの拡大、新製品の投入に積極的に取り組みました。加えて、前連結会計年度に中国広東省に設立した合弁会社による売上寄与と、円安による為替効果もあり、売上高は大きく伸長いたしました。

平成26年9月には、石川県金沢市および滋賀県守山市にテスティングルーム (実験室)を開設したことで、国内の営業拠点はこれまでの4拠点から6

拠点となり、スピーディな顧客対応と地域密着型のサービス提供を強化して おります。

また、平成27年3月には、LEDでは初めて搬送方向の欠陥検出を実現したラインセンサ用斜光照明「LNDGシリーズ」、同年6月には、波長やサイズのラインナップを豊富に取り揃え、汎用的に使用可能な検査用照明「LDL2シリーズ」を刷新して発売する等、市場ニーズに沿った製品投入に注力することで、更なる顧客満足の向上に取り組んでおります。

新規事業では、当社の強みである「自然光LED」の応用展開に努めた結果、平成26年8月には、ウシオライティング株式会社の「COOL SPO T α LED」、平成27年7月には、山田医療照明株式会社の「イクシムクローバーシリーズ」の光源部を共同開発する等、デバイスビジネスの拡大とともに、売上高は堅調に推移いたしました。

利益面では、売上高の伸長により営業利益・経常利益が増加しました。さらに、子会社であった株式会社フェアリープラントテクノロジーの破産手続終結に伴う法人税の減少および今後の業績動向に鑑み、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産の積み増しを行ったことから当期純利益は増加いたしました。

以上の結果、売上高6,951百万円(前年同期比26.2%増)、営業利益773百万円(前年同期比37.8%増)、経常利益760百万円(前年同期比54.5%増)、 当期純利益772百万円(前年同期比93.7%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は 153百万円であります。

その主なものは、研究開発設備、生産関連設備およびシステム関連等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、次のとおりであります。

当社グループは、長期借入金の一部について金利コストの圧縮を図るべく、 借り換えを実施しております。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:千円)

Þ	ζ	分	第 19 期 (平成24年7月期)	第 20 期 (平成25年7月期)	第 21 期 (平成26年7月期)	第 22 期 (平成27年7月期)
売	上	高	5, 296, 751	4, 860, 366	5, 509, 922	6, 951, 163
経	常利	益	211, 843	352, 916	491, 903	760, 094
当期	期 純 利 益 月純 損 失	又は(△)	△115, 099	453, 277	398, 884	772, 763
1	純利益又	り は (円))	△4, 465. 88	17, 573. 67	96. 28	186. 52
総	資	産	5, 494, 281	5, 728, 617	6, 058, 530	6, 664, 060
純	資	産	1, 900, 594	2, 744, 919	3, 131, 331	4, 072, 387
1 株	当たり純資産額	額(円)	42, 900. 58	83, 708. 94	511. 93	698. 62

⁽注)当社は平成26年2月1日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っておりますが、 第21期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額 を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 19 期 (平成24年7月期)	第 20 期 (平成25年7月期)	第 21 期 (平成26年7月期)	第 22 期 (平成27年7月期)
売上	: 高	4, 746, 462	4, 272, 067	4, 705, 812	5, 548, 738
経 常	利 益	311, 659	289, 607	367, 240	634, 120
当期純利当期純損		△875, 390	625, 644	316, 161	694, 182
1 株 当 当期純利益 当期純損失		△33, 965. 21	24, 256. 38	76. 31	167. 55
総資	i 産	4, 801, 902	5, 239, 185	5, 224, 696	5, 601, 858
純 資	· 産	1, 745, 840	2, 317, 311	2, 579, 299	3, 219, 264
1株当たり純	資産額(円)	35, 420. 93	63, 041. 60	378. 52	530. 08

⁽注) 当社は平成26年2月1日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
CCS America, Inc.	500千USD	100.0%	LED照明装置および制 御 装 置 の 販 売
CCS Asia PTE.LTD.	50千SGD	100.0%	画像処理関連製品の製造およびその販売
CCS Europe N.V.	230千EUR	※ 100.0%	LED照明装置および 制 御 装 置 の 販 売
東莞鋭視光電科技有限公司	18, 140千元	51.0%	工業用照明機器の開発、製造および販売

- (注) 1. ※印は間接所有を含む比率であります。
 - 2. 上記の他、連結子会社CCS-ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT.LTD. がありますが、事業活動を休止しており、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、中長期の経営計画の基本方針として、以下の3つを掲げて取り組んでまいります。

- ① 経営体質の強化
- ② 事業基盤の強化
- ③ 開発力の強化と革新

当社グループは、これらの基本方針を実現するための重要課題を以下のと おり認識しております。

① 経営体質の強化

・コーポレート機能の戦力化

コーポレートガバナンスコードへの対応を含めた、コーポレートガバナンスの整備と強化に努め、攻めの戦略とリスクマネジメント経営をしてまいります。また、戦略的・計画的・継続的なIRを推進し、当社の知名度・株主価値の向上に取り組んでまいります。

・人材力・組織力の更なる向上

当社グループの横串機能の充実・強化を図り、当社単体だけでなく当社グループの人材力・組織力の更なる向上に取り組んでまいります。また、経営陣と社員との定期的な懇談会や研修等で、当社の掲げる基本方針・企業文化の継続的醸成と浸透を図ってまいります。

② 事業基盤の強化

・総合力の弛まぬ錬磨によるブランド力・市場シェアの盤石化 他社との積極的な業務提携を推進・加速するとともに、顧客ニーズに沿っ た製品ラインナップを拡充し、画像処理までのワンストップソリューション の提供による総合力を錬磨することで、トップメーカーとしての更なる地位 の強化、CCSブランドの絶対的優位性を確立します。

・未開拓&強化市場エリアへの積極攻勢

当社グループの収益の柱であるMV (マシンビジョン)事業において、国内市場では、周辺商材を含めたシステムソリューション営業を展開し、既存の市場シェアを強化維持しつつ、営業空白区や混戦区を徹底攻略いたします。

海外においても全エリアでのトップシェア獲得を目指し、新興国を含む未開拓エリアなど攻めされていない海外市場への積極的攻勢をかけます。また、顧客企業のグローバル展開および海外におけるマシンビジョン照明市場の拡大に対応し、国内、海外を問わないシームレスなサービスを提供するとともに、各地域固有の顧客ニーズに適合した製品の投入を進めてまいります。また、中国における合弁会社へのガバナンスを強化し、企業力の更なる向上を図り、中国市場を本格的に攻略してまいります。

・経営資源シフトで新規事業の成長力強化

新規事業については、デバイスビジネス、美術館・博物館ビジネス、アグリバイオビジネス、メディカルビジネス、UVビジネスにおいて当社のコアコンピタンスを効率的に活用してまいります。また、適正投資額の範囲を見定めながら、事業の統合やより成長性の高い事業の新芽発掘を進め、堅実な事業拡大を図ってまいります。

③ 開発力の強化と革新

- ・競合に先行するマーケティング力・製品企画力の徹底強化 お客様視点のマーケティング戦略により、マーケティング力・製品企画力 を徹底強化し、市場ニーズを先取りした業界をリードする製品を開発してま いります。
- ・顧客QCDSの満額回答を可能にする技術・生産力の進化と深化 製品開発力の高度化と底上げによる設計の短納期化を進め、新製品の市場 投入を加速してまいります。また当社独自のものづくりコア技術を強化し、 製品の高付加価値化、ブラックボックス化による他社差異化を実現していく とともに、外注マネージメント、海外生産拠点の強化および海外調達を推進 することで、コスト競争力も強化してまいります。また、不良品を社外に出 さない堅固な品質行政を徹底してまいります。
- ・将来の事業を支える、先を見据えたコア技術の先行開発 システムソリューション力を高める技術拡張に努めるとともに、先を見据 えたコア技術を先行開発し、将来の事業の支えとなる新事業展開に結びつく 技術シーズの発掘を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容(平成27年7月31日現在)

当社グループは、LEDを光源とする照明装置およびLED照明装置の調 光等の機能を有する制御装置の製造販売を主たる事業としております。 なお、事業の内訳は以下のとおりであります。

事業		事 業	区 分		事 業 内 容
L E D	MV	(マシント	ごジョン)	事業	主に生産ラインに組み込まれる画像処理装置で使われるLED照明装置および制御装置の開発・製造・販売を行っております。
10 照 明 事 業	新	規	事	業	LED照明装置用のLEDデバイスの開発・製造・販売のほか、美術館・博物館向け、アグリバイオ向け、メディカル向け、UV照射器向けのLED照明装置および制御装置の開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な事業所(平成27年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 京都市上京区

 工場
 生産センター(京都市下京区)

 営業所
 東京営業所(東京都渋谷区)

 営業所
 名古屋営業所(名古屋市中村区)

 研究所
 光技術研究所(京都市上京区)

 駐在員事務所
 上海代表處(中国上海市)

駐在員事務所 深圳代表處(中国広東省深圳市) 駐在員事務所 台湾代表處(台湾新竹県竹北市)

② 主要な子会社の事業所

CCS America, Inc. アメリカ CCS Asia PTE. LTD. シンガポール CCS Furone N V

CCS Europe N. V. ベルギー

東莞鋭視光電科技有限公司 中国

(9) 使用人の状況(平成27年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	事	当	業 部 門		月	使 用 人 数		数	前連結会計年度末比増減		
L	Е	D	照	明	事	業	227名(142名)				14名増(19名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数の平均雇用人員は、外書で() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前其	末	比	増減	Ì	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	1	98名(40名)	1	1名垟	当 (6名減	(5			39.	3歳					7.	0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数の平均雇用人員は、外書で() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 当社の主要な借入先の状況(平成27年7月31日現在)

借	入	先		借 入 金 残 高
株式会	社みず	ほ銀	行	423,933千円
株式会	社 京 和	都 銀	行	260,000千円
株式会	社 三 井 住	友 銀	行	235,840千円
株式会	社 滋 3	賀 銀	行	125,000千円
株式会社	三菱東京U	F J 銀	行	90,000千円

(注) 上記金額には、社債の未償環残高を含めております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成27年7月31日現在)

当社は、定款の定めにより普通株式の単元株式数を100株とし、A種優先株式 につきましては、単元株式数を1株とする単元株制度を採用しております。

(1) 発行可能株式総数 普通株式 12,000,000株

A種優先株式 5,103株

(2) **発行済株式の総数** 普通株式 4,138,000株

(うち自己株式23株)

A種優先株式 5,103株

(3) 株主数 普通株式 2,509名

A種優先株式 4名

(4) 大株主(上位10名)

株主名		持 株 数		持株比率
N T 4	普通株式	A種優先株式	合計	1170001
ピースヴィラ・エルピー	483,000株	-株	483,000株	11.7%
ハッピーコースト・エルピー	290, 400株	一株	290, 400株	7.0%
株式会社サン・クロレラ	270,000株	一株	270,000株	6.5%
三菱化学株式会社	220,600株	一株	220,600株	5.3%
エムエルアイ フォー クライ アント ジェネラル ノントリ ー テ ィ ー ピ ー ピ ー	160, 400株	一株	160, 400株	3.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	118,000株	-株	118,000株	2.8%
サン・クロレラ販売株式会社	112,000株	一株	112,000株	2.7%
中 谷 宅 雄	112,000株	一株	112,000株	2.7%
株式会社SBI証券	85,200株	一株	85, 200株	2.1%
原 田 熊 太	70,300株	一株	70,300株	1.7%

- (注) 1. A種優先株式については、定款の定めにより議決権を有しておりません。
 - 2. 持株比率は、自己株式(普通株式23株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び執行役の状況 (平成27年7月31日現在)
- 取締役

	地 位		B	ĉ	名		担	늴	É	重要な兼職の状況
取	締	役	各	務	嘉	郎	指名	委 員	長	
取	締	役	松	室	伸	=	報酬	委	員	東莞鋭視光電科技有限公司 董事長
取	締	役	中	河	光	雄	監 査 岩 報 酬	委員委委	長員員	公認会計士 グローバル監査法人 代表社員
取	締	役	酒	見	康	史	報酬名監查	委員 委委	長員員	弁護士 株式会社松風社外監査役
取	締	役	岩	本		朗	監 査	委	員	株式会社アドバンテッジア ドバイザーズ代表取締役
取	締	役	徳	尾	陽太	郎	報酬	委	員	株式会社アドバンテッジア ドバイザーズ ディレクター

- (注) 1. 取締役中河光雄氏、同酒見康史氏、同岩本朗氏および同徳尾陽太郎氏は、社外取締役です。
 - 2. 監査委員長である中河光雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に 関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 当社は、中河光雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。
 - 4. 当事業年度中における取締役の担当および重要な兼職の異動の状況について、取締役 松室伸二氏は、平成27年7月23日付で東莞鋭視光電科技有限公司の董事長に就任して おります。
 - 5. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常 勤の監査委員の選定を行っておりません。

② 執行役

地位	氏	名	担	当	重要な兼職の状況
代表執行役社長	各務	嘉郎			取締役の状況を参照
代表執行役専務	松室	伸 二			取締役の状況を参照

(2) 取締役及び執行役の報酬等

	区 分		支給人員	支 給 額
取	締	役	6名	34,400千円
(5	ち社外取締	役)	(4名)	(14,400千円)
執	行	役	2名	54, 293千円
合		計	8名	88, 693千円

- (注) 1. 執行役2名は取締役を兼任しているため、合計は延べ人数で記載しております。
 - 2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与6,293千円(執行役2名)を含んでおります。

(3) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

- ① 報酬委員会は、社内取締役1名と社外取締役3名で構成されており、株主をはじめ第三者に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容を決定することを基本方針としております。
- ② 取締役(社外取締役を除く)報酬は、執行役に対する監視・監督機能を健全に機能させることにより会社利益に貢献するという観点から各取締役の役割(代表執行役兼務取締役、執行役兼務取締役、執行役を兼務しない取締役)をベースとした基本的報酬としての「固定報酬」と、業績責任の遂行結果となる「業績連動報酬」、株主と株価の上昇メリットおよび下落リスクを共有するため自社株保有ガイドラインに基づく役員持株会への拠出による「自社株式取得報酬」で構成しております。

社外取締役については「固定報酬」のみとなっております。

③ 執行役報酬は、管掌部門における職責を充分に果たし、積極的な職務執行を行うことにより会社利益に貢献するという観点に基づき、「固定報酬」に加え取締役同様の「業績連動報酬」、「自社株式取得報酬」を採用しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役中河光雄氏はグローバル監査法人の代表社員を兼務しております が、当社はグローバル監査法人との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役酒見康史氏は株式会社松風の社外監査役でありますが、当社は株 式会社松風との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役岩本朗氏は株式会社アドバンテッジアドバイザーズの代表取締役 を兼務しており、当社と株式会社アドバンテッジアドバイザーズとは事 業提携契約を締結しております。
 - ・取締役徳尾陽太郎氏は株式会社アドバンテッジアドバイザーズのディレクターを兼務しており、当社と株式会社アドバンテッジアドバイザーズとは事業提携契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

					活	動	状	況
取締役	中	河	光	雄	妥当性・適正性	、取締役会にお を確保するため 会においても内	らいて、取締役 かの発言を行っ 内部監査およて	公会の意思決定の
取締役	酒	見	康	史	識から、取締役 適正性を確保す	会において、 るための発言を 会においても	取締役会の意思 と行っておりま	察経験と幅広い見 思決定の妥当性・ ます。 いて適宜必要な発
取締役	岩	本		朗	取締役会におい 確保するための	て、取締役会の 発言を行ってお 会においてもP	の意思決定の多	福広い見識から、 妥当性・適正性を いて適宜必要な発
取締役	徳	尾	陽ラ	太郎		において、取締	帝役会の意思	経験と幅広い見識 決定の妥当性・適 け。

各社外取締役は、当事業年度に開催された計15回の取締役会および各人が所属する委員会(監査委員会12回、報酬委員会2回、指名委員会2回)に全て出席しております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定 に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役とは、会社法第427条第1項および当社定款第28条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(6) 会計監査人の状況

① 名称

京都監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			27,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			27,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査委員会は、会計監査人の、監査計画の内容及び職務遂行状況並びに報酬の算定根拠及び決定のプロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額は適正であると判断し、同意いたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 会計監査人と締結している個別の責任限定契約はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し利益還元を継続して行うことを経営の重要課題の一つとして認識しております。剰余金の配当に関しましては、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮した上で、将来の事業拡大を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めておりますが、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、普通株式については1株当たり20円、A種優先株式については発行時に定められたA種優先株式発行要項に基づき、1株当たり5,015円の配当を実施することを決定いたしました。

なお、当社は、平成27年9月9日の取締役会において、配当方針の変更に つきまして、以下のとおり決議いたしました。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、事業活動によって得られた利益を、従業員への賞与、株主の皆様への配当、成長資金としての内部留保へ適正に配分することにより、資本効率を高め、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

経営環境の変化に耐えうる財務基盤を維持し、中長期の成長資金確保のため、内部留保の充実を図りながら、配当につきましては、当面、期末配当として年1回、連結配当性向20%~30%を目標として、継続的かつ業績に応じた利益還元をしていく方針です。

6. 当社及び子会社から成る企業集団に関する業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムを適切に構築し、運用することにより、業務執行の公正性および効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正を確保するために以下のとおり取締役会で決定し実践しております。

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

当社は、「取締役会規程」及び「業務分掌規程」等により、執行役の権限及び責任の範囲を明確に定めており、監査委員会は定期的に執行役のヒアリングを行うとともに、当社の取締役会は原則毎月開催される定時取締役会において、執行役及び執行役員から職務執行状況の報告を受ける等により執行役の職務を監督する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の意思決定及び職務執行に係る情報(経営幹部会をはじめ各種主要会議の議事録及び会議資料)について、「文書管理規程」等の 社内規程に基づき適切にこの情報の保存及び管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを推進する体制として代表執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、全社で一体化したリスク管理を行う。
- ② 当社子会社においても、その規模、特性を踏まえて当社の社内規程その他に準じて規程等を整備し、損失の危険等の管理に係る体制を整備する。
- (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
- ② 取締役会は、執行役の権限、責任を適正に定め、執行役は「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、執行役、執行役員、使用人の権限、 責任を明確化する。
- ③ 当社は、執行役、執行役員で構成する「経営幹部会」を原則毎週1回開催し業務執行上の当社グループ会社における重要課題について報告・検討を行う。

- ④ 上記事項の実施を通じて、子会社における取締役等の業務が効率的に実 行されることを確保する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
- ① 当社は、コンプライアンスに係る基本方針及びコンプライアンス推進の ための基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、使用人に対し法令、 社会規範、倫理などについて継続的な教育の実施等によりこれを遵守さ せる。
- ② 当社の内部監査部署は、内部監査規程の定めに基づき各組織及び当社グループ会社の監査を適切かつ合理的に実施するとともに、監査全般について監査委員会と緊密に連携し業務を遂行する。
- ③ 当社グループ会社における法令違反、その他コンプライアンスに関する 重要な事実の社内報告体制の一環として内部通報制度を構築し、当該制 度を活用することによりリスクの早期発見と的確に対応できる体制を整 備する。
- (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を 確保するための体制
- ① 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、各グループ子会社代表の業務執行状況を監視・監督するとともに、適正な業務運営のための管理体制及びコンプライアンス、リスク管理の体制整備を支援する。
- ② 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
- ③ 各子会社代表は、定期的に子会社の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図り、グループ間取引に際し不適切な取引の発生防止に努める。
- ④ 当社の内部監査部署は、当社及びグループ会社の内部監査を定期的に実施し、指摘事項に対する改善策の進捗状況を確認するとともに、その結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告する。
- (7) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ① 当社は、監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助するために、事務局に内部監査担当者及び兼務発令による内部監査スタッフを配置する。

- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (8) 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- ① 監査委員会の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については監査委員会の承認を得るものとする。
- ② 監査委員会から監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して当社執行役の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査委員会の指示の実 効性を確保するため、当該使用人の独立性を尊重し、監査委員会の当該 使用人に対する指揮命令体制を確保する。
- (9) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- ① 当社は、監査委員会と代表執行役が定期的に意見交換をする機会を確保する。
- ② 監査委員会の職務を補助する使用人が、監査委員会の指示により社内の主要な会議に出席しその内容を監査委員会に報告する機会を確保する。
- ③ その他、執行役員・使用人から監査委員会への個別報告を通じて、適切な報告体制を確保する。
- ④ 当社及び子会社の取締役及び使用人が、当社の監査委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 当社の監査委員がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の 請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用または債務が、当該監 査委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該 費用または債務の処理を行う。
- (10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査委員会事務局を設け事務局長に内部監査責任者を配置し、 必要に応じて監査業務が実効的に行われるための、専門的立場から補佐 ができる使用人に兼務発令を行いこれを配置する。
- ② 当社は、内部通報制度の運用を通じて監査委員会への情報提供が行われる体制を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を決議した当初から、内部統制システムの整備及び運用の状況について継続的にモニタリングを実施しており、毎年、取締役会にその内容を報告しております。

その上で、新たな対応が必要となった事項につきましては、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、リスク管理委員会主導の下で重要なリスクへの対応を図る体制をとっております。

◎ 事業報告中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

連結貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金 額	科 目 金 額
流 動 資 産	5, 116, 327	流 動 負 債 1,815,246
現金及び預金	2, 216, 527	買 掛 金 240,050
■ 受取手形及び売掛金	1, 658, 097	短 期 借 入 金 622,931
	, ,	1年内返済予定の長期借入金 264,749
商品及び製品	352, 015	未 払 金 328,565
性 掛 品	168, 457	未 払 法 人 税 等 15,820
原材料及び貯蔵品	530, 596	賞 与 引 当 金 224,779
繰 延 税 金 資 産	111, 475	役員賞与引当金 7,236
その他	83, 198	そ の 他 111,113
		固 定 負 債 776,426
貸倒引当金	△4, 042	社 債 200,000
固 定 資 産	1, 547, 733	長期借入金 423,936
有 形 固 定 資 産	1, 021, 955	退職給付に係る負債 85,184
建物及び構築物	364, 889	その他 67,304
機械装置及び運搬具	7, 453	負 債 合 計 2,591,672
工具器具備品	154, 418	純 資 産 の 部
		株 主 資 本 3,831,729
土地	492, 318	資 本 金 462,150
リース資産	2, 876	資 本 剰 余 金 1,460,476
無形固定資産	140, 735	利 益 剰 余 金 1,909,147
その他	140, 735	自 己 株 式 △45
投資その他の資産	385, 041	その他の包括利益累計額 84,935
		為替換算調整勘定 84,935
繰延税金資産	260, 781	少 数 株 主 持 分 155,722
そ の 他	124, 259	純 資 産 合 計 4,072,387
資 産 合 計	6, 664, 060	負債・純資産合計 6,664,060

連結損益計算書

(平成26年8月1日から) 平成27年7月31日まで)

	科				目		金	額
売		上		高				6, 951, 163
売		上	原	価				2, 893, 110
	売	上	総	1	테	益		4, 058, 052
販	売 費	及び一	般 管	理 費				3, 284, 753
	営	業	ŧ	利		益		773, 299
営	業	外	収	益				
	受	耵	Z	利		息	1,035	
	為	犁	ř	差		益	6, 366	
	受	取	手	梦	汝	料	5, 508	
	物	品	売	∄	却	益	4, 012	
	そ		0)			他	7, 302	24, 225
営	業	外	費	用				
	支	払	, A	利		息	24, 061	
	売	Ŧ	-	割		引	10, 835	
	そ		D			他	2, 533	37, 430
	経	常		利		益		760, 094
特		別	利	益				
	持	分		動	利	益	22, 702	22, 702
特		別	損	失				
	固	定資		売	却	損	775	
	固	定資		除	却	損	1, 387	2, 163
	脱 金			当期	純利	益		780, 633
			民税			税	69, 884	
'		人 税	等	調	整	額	△56, 121	13, 762
		朱主損益						766, 871
	少			主	損	失		△5, 891
:	当	期	純	禾	IJ	益		772, 763

連結株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から) 平成27年7月31日まで)

					(十四・111)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年8月1日 残高	462, 150	1, 460, 476	1, 190, 557	_	3, 113, 184
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△54, 173		△54, 173
当 期 純 利 益			772, 763		772, 763
自己株式の取得				△45	△45
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	718, 590	△45	718, 545
平成27年7月31日 残高	462, 150	1, 460, 476	1, 909, 147	△45	3, 831, 729

	その他の包括	舌利益累計額		
	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	少数株主持分	純資産合計
平成26年8月1日 残高	18, 147	18, 147	_	3, 131, 331
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△54, 173
当 期 純 利 益				772, 763
自己株式の取得				△45
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	66, 788	66, 788	155, 722	222, 510
連結会計年度中の変動額合計	66, 788	66, 788	155, 722	941, 055
平成27年7月31日 残高	84, 935	84, 935	155, 722	4, 072, 387

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 5社

・主要な連結子会社の名称 CCS America, Inc.

CCS Europe N. V.

東莞鋭視光電科技有限公司

② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

東莞鋭視光電科技有限公司の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、6月末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

CCS-ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT. LTD. の決算日は3月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

- (3) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
 - その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しておりま

す。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売

却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ 時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

・商品、製品、仕掛品、原材料 主として移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ

の方法により算定)

・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価

切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

口, 當与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、賞与支給 見込額の内、当連結会計年度に負担すべき金額を計上 しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給 見込額に基づき計上しております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満た

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

しているため、特例処理を採用しております。 ヘッジ手段…金利スワップ

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

口. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

建物及び構築物	152, 157千円
土地	286, 784千円
- 計	438,941千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	99,444千円
長期借入金	38,888千円
	138,333千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,135,633千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式	の	種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	. 7	株	式	4, 138, 000株	-株	-株	4, 138, 000株
Α	種化	憂先	: 株	式	5,103株	一株	一株	5, 103株

(2) 自己株式の数に関する事項

株	式(の種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	-株	23株	-株	23株

- (注) 自己株式数の増加23株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当 額 (円)	基	準	日	効力発生日
平成26年	9月25日	普通株式	利益剰余金	41, 380	10	平成2	6年7月	月31日	平成26年10月14日
取 締	役 会	A種優先株式	利益剰余金	12, 793	2, 507	平成2	6年7月	月31日	平成26年10月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当 額 (円)	基	準	日	効力発生日
平成27年	9月25日	普通株式	利益剰余金	82, 759	20	平成2	7年7〕	月31日	平成27年10月13日
取 締	役 会	A種優先株式	利益剰余金	25, 591	5, 015	平成2	7年7月	月31日	平成27年10月13日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に営業部門へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、年1回与信管理限度額水準の見直しを行っており、信用リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は運転資金及び設備投資資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金については、金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。社債は固定金利となっております。

また、これら営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、資金繰 計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	2, 216, 527	2, 216, 527	_
(2)	受取手形及び売掛金	1, 658, 097	1, 658, 097	_
資産	計	3, 874, 624	3, 874, 624	_
(1)	買掛金	240, 050	240, 050	_
(2)	短期借入金	622, 931	622, 931	_
(3)	社債	200, 000	197, 308	△2, 691
(4)	長期借入金	688, 686	692, 169	3, 483
負債	計	1, 751, 667	1, 752, 459	791
デリ	バティブ取引	_	_	_

[※] 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と 一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

698円62銭

(2) 1株当たり当期純利益

186円52銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位 未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

資 産 (の部	負 債 0	9 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	3, 800, 517	流動負債	1, 607, 072
現金及び預金	1, 423, 071	買 掛 金	170, 584
受 取 手 形	486, 078	短 期 借 入 金	600, 000
売 掛 金	834, 821	1年内返済予定の長期借入金	264, 749
商品及び製品	273, 037	未 払 金	278, 172
│ 仕 掛 品	155, 510	未払法人税等	7, 350
原材料及び貯蔵品	456, 164	賞 与 引 当 金	204, 445
繰延税金資産	109, 984	役員賞与引当金	7, 236
その他	63, 372	そ の 他	74, 533
貸倒引当金	△1, 525	固 定 負 債	775, 522
	·	社 債	200, 000
固定資産	1, 801, 341	長 期 借 入 金	423, 936
有 形 固 定 資 産	979, 757	退職給付引当金	85, 184
建物	363, 012	そ の 他	66, 400
工具器具備品	120, 049	負 債 合 計	2, 382, 594
土 地	492, 318	純 資 産	の部
リース資産	2,876	株 主 資 本	3, 219, 264
そ の 他	1,500	資 本 金	462, 150
無形固定資産	130, 605	資本剰余金	1, 460, 476
ソフトウェア	126, 014	資本準備金	127, 450
その他	4, 590	その他資本剰余金	1, 333, 026
投資その他の資産	690, 978	利益剰余金	1, 296, 682
関係会社株式	182, 594	その他利益剰余金	1, 296, 682
関係会社出資金	157, 273	固定資産圧縮積立金	6
	82, 881	別途積立金	340, 000
	,	繰越利益剰余金	956, 676
繰 延 税 金 資 産	260, 781	自己株式	△45
そ の 他	7, 446	純 資 産 合 計	3, 219, 264
資 産 合 計	5, 601, 858	負債・純資産合計	5, 601, 858

損益計算書

(平成26年8月1日から) 平成27年7月31日まで)

	科			I		金	額
売		上		高			5, 548, 738
売	上	J.	亰	価			2, 358, 862
	売	上	総	利	益		3, 189, 876
販	売 費 及	びー魚	设管理	里費			2, 583, 893
	営	業		利	益		605, 983
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	595	
	受	取	配	当	金	52, 062	
	そ		Ø		他	14, 398	67, 055
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	23, 623	
	売	上		割	링	10, 835	
	為	替		差	損	3, 239	
	そ		0)		他	1, 219	38, 918
	経	常		利	益		634, 120
特	別	挡	Ę	失			
	固加	至 資	産	除	却損	277	277
	税引	前 当	当 期	純和	句 益		633, 843
	法人利	兑、住!	民税》	及び事	業税	7, 452	
	法 人	、税	等	調整	額	△67, 791	△60, 339
	当	期	純	利	益		694, 182

株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から) 平成27年7月31日まで)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資 余 金 計	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮 積 立 金	別途積立金	
平成26年8月1日残高	462, 150	127, 450	1, 333, 026	1, 460, 476	21	340, 000	
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の 取 崩					△15		
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
事業年度中の変動額合計	_	-	_	_	△15	_	
平成27年7月31日残高	462, 150	127, 450	1, 333, 026	1, 460, 476	6	340, 000	

	利益剰	制余金			
	その他利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	自己株式	株主資本合計	純資産合計
	繰越利益剰余金	合 計			
平成26年8月1日残高	316, 651	656, 673	_	2, 579, 299	2, 579, 299
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の 取 崩	15	ı		_	ı
剰余金の配当	△54, 173	△54, 173		△54, 173	△54, 173
当 期 純 利 益	694, 182	694, 182		694, 182	694, 182
自己株式の取得			△45	△45	△45
事業年度中の変動額合計	640, 024	640, 009	△45	639, 964	639, 964
平成27年7月31日残高	956, 676	1, 296, 682	△45	3, 219, 264	3, 219, 264

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

• 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しておりま

す。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

・商品、製品、原材料、仕掛品 移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対 照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に

より算定)

• 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。(貸 借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方 法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額 法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社使用のソフトウェ アについては、社内における見込利用可能期間(5年) に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について

は貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計

上しております。

② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、賞与支給見

込額の内、当事業年度に負担すべき金額を計上しており

ます。

③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見

込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金 従業員に対する退職金給付に備えるため、当事業年度末

における退職給付債務の見込額に基づき計上しており

ます。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たし

ているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針 市場金利の変動リスクを回避することを目的としてお

り、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性

の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「構築物」(当事業年度は1,418千円)及び「車両運搬具」(当事業年度は82千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「物品売却益」(当事業年度は4,012千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

② 担保に係る債務

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	152, 157千円
土地	286,784千円
合計	438,941千円
1年内返済予定の長期借入金	99,444千円
長期借入金	38,888千円

138,333千円

22,931千円

(2) 保証債務

下記会社の銀行借入に対して債務保証を行っております。

東莞鋭視光電科技有限公司

合計

(3) 関係会社に対する金銭債権債務 短期金銭債権 105,297千円

短期金銭債務 2,529千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 1,084,373千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 売上高 1,227,604千円

仕入高 32,951千円

販売費及び一般管理費 11,721千円

営業取引以外の取引高 62,192千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株	式の) 種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	-株	23株	-株	23株

(注) 自己株式数の増加23株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

一括償却資産	1,371千円
賞与引当金	67, 778
退職給付引当金	27, 429
たな卸資産	28, 718
資産除去債務	4, 577
関係会社株式評価損	14, 821
繰越欠損金	241, 656
その他	4, 828
繰延税金資産小計	391, 182
評価性引当額	\triangle 19, 459
繰延税金資産合計	371, 722
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△578
前払退職年金費用	△307
その他	△69
繰延税金負債合計	△956
繰延税金資産の純額	370, 766

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.5%から平成27年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は35,038 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェアの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名 称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	CCS Europe N.V.	直接99.9%	当社製品の販売 役員の兼任	売上高(注)1	644, 187	売 掛 金	52, 078

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売については、市場価格等を勘案し、取引条件を決定しております。
 - 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

530円08銭

(2) 1株当たり当期純利益

167円55銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満の端数を 切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年9月11日

シーシーエス株式会社

取締役会 御中

京都監查法人

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 印業務執行社員

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 中 村 源 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シーシーエス株式会社の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シーシーエス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年9月11日

シーシーエス株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シーシーエス株式会社の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適周方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書

監査報告書

当監査委員会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第22期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書 並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動 計算書及び連結注記表)につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正 しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは 定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月18日

シーシーエス株式会社 監査委員会 監査委員長 中 河 光 雄 印 監査委員 酒 見 康 史 印 監査委員 岩 本 朗 卵

(注) 監査委員長中河光雄、監査委員酒見康史及び同岩本朗は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、指名・監査・報酬の3委員会を置く会社の名称が、従来の「委員会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へと変更されていることから当社定款第4条柱書の変更を行うものであります。また、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮することができるように、当社定款第28条第2項の規定を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

珀尔宁斯

現行定款	发 更 条
(機関) 第4条 当会社は、 <u>委員会設置会社</u> として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機 関) 第4条 当会社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として、株主総会および取締役のほか、次の機関を 置く。
1. 取締役会 2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 3. 会計監査人	1. 取締役会 2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 3. 会計監査人
第5条~第27条(条文省略)	第5条~第27条(現行どおり)
(取締役の責任免除および社外取締役との間の 責任限定契約) 第28条(条文省略) ②当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づ き、社外取締役との間に、任務を怠ったことに よる損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた 額または法令が規定する額のいずれか高い額 とする。	(取締役の責任免除および非業務執行取締役との間の責任限定契約) 第28条(現行どおり) ②当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、指名委員会の決定に基づき、経営体制の強化を図るため1名増 員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	。	略歷	、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
1	かが み よし ろう 各 務 嘉 郎 (昭和22年4月3日生)	平成17年12月 平成20年5月 平成20年8月 平成20年10月 平成21年10月 平成23年10月 平成23年10月	松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)入社 同社技術企画室長 同社理事 当社顧問 当社入社 技術開発本部長 当社取締役 当社取締役兼執行役技術・研究開発 部門担当 当社取締役兼常務執行役生産部門担 当 当社取締役兼代表執行役社長、現在に至る 3地位および担当)	22, 700株

候補者番 号	5 9 が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 株式の数 (普通株式)
2	まつ むろ しん ビニ 全 室 伸 ニ (昭和24年5月1日生)	平成13年2月 イシンホーム株式会社 (現 株式会 イシンホールディングス) 入社 平成13年3月 同社管理部長 平成13年5月 同社取締役 平成16年11月 当社入社 平成16年12月 当社取締役管理本部長 平成17年10月 当社取締役管理本部・内部統制担当 平成19年2月 当社取締役で理本部・内部統制担当 平成19年10月 当社常勤監査役 平成21年10月 当社取締役 平成22年5月 当社取締役 平成22年5月 当社取締役 平成23年10月 当社取締役兼執行役管理部門担当 内部統制担当 平成23年10月 当社取締役兼執行役管理部門担当 当 中成24年8月 当社取締役兼常務執行役管理部門 当 平成24年8月 当社取締役兼代表執行役専務、現在に至る (当社における地位および担当) 報酬委員 (重要な兼職の状況) 東莞鋭視光電科技有限公司 董事長	当 17,900株 兼

候補者番 号	かりがな 氏 名 (生年月日)		こおける地位、担当 3兼職の状況)	所有する 社 株式の数 (普通株式)
3 (新任)	おお にし ひろ ゆき 大 西 浩 之 (昭和40年8月8日生)	平成9年2月 日興ア 平成11年8月 日本オ 平成14年1月 イーシ 平成18年3月 同社取 平成20年3月 三光ソ ランホ 社 平成21年11月 GMO 社 平成23年5月 当社社 平成23年6月 当社経 平成23年8月 当社経 戦略グ 平成24年2月 当社経 門担当 平成24年8月 当社経 門担当 平成25年11月 当社国	ステム株式会社入社 締役 フラン株式会社(現 三光ソフールディングス株式会社)入 アドパートナーズ株式会社入 社 営戦略グループマネージャー 営企画部門担当執行役兼経営 ループマネージャー 営企画部門担当兼新規事業部	3,600株
4	なか がわ みつ だ 中 河 光 雄 (昭和29年4月8日生)	有限責 平成8年2月 中河会 平成9年7月 グロー	よび担当) 、報酬委員	4, 100株

係補者										
平成16年6月 株式会社松風社外監査役、現在に至る 現在に至る 平成21年10月 当社取締役、現在に至る 平成21年10月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 報酬委員長、指名委員、監査委員 (重要な兼職の状況) 株式会社と風社外監査役 昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株 式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A.T.カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ(現 アドバンテッジパートナーズ (現 大式会社オーエムシーカード(現 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)取締役 平成17年5月 株式会社・フェン・ストリー (現 株式会社・フェン・ホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社・フェン・ア・バイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)	候補者番 号	氏 名	略歷		当 社 株式の数					
現在に至る 平成21年10月 当社取締役、現在に至る 平成21年10月 当社取締役、現在に至る 平成21年10月 当社取締役、現在に至る 平成21年10月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 報酬委員長、指名委員、監査委員 (重要な兼職の状況) 株式会社松風社外監査役 昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株 式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A.T.カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ (現 アドバンテッジパートナーズ (現 アドバンテッジパートナーズ 有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社グイエー取締役、株式会社オーエムシーカード(現 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			平成3年4月 弁護士登録、現在に至る							
平成21年10月 当社取締役、現在に至る 平成21年10月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 報酬委員長、指名委員、監査委員 (重要な兼職の状況) 株式会社松風社外監査役 昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株 式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A. T. カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナー ズ (現			平成16年6月	株式会社松風社外監査役、						
5				現在に至る						
(昭和33年12月24日生) (当社における地位および担当) 報酬委員長、指名委員、監査委員 (重要な兼職の状況) 株式会社松風社外監査役 昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株 式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A.T.カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナー ズ (現 アドバンテッジパートナー ズ (現 アドバンテッジアドバイザー ズ (表取締役、現在に至る 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザー ズ (表取締役、現在に至る ・ 当社取締役、現在に至る ・ 当社取締役、現在に至る ・ は社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)		さけ み やす し	平成21年10月	当社取締役、現在に至る						
(当社における地位および担当) 報酬委員長、指名委員、監査委員 (重要な兼職の状況) 株式会社松風社外監査役 昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株 式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A.T.カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ(現 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、株式会社オーエムシーカード(現 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン (現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)	5	酒 見 康 史 (昭和33年12月24日生)			4,100株					
(重要な兼職の状況) 株式会社松風社外監査役 昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株 式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A.T.カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ(現 アドバンテッジパートナーズ(現 アドバンテッジパートナーズ(現 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、株式会社オーエムシーカード(現 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)		(周月100年12月21日上)	(当社における	る地位および担当)						
株式会社松風社外監査役 昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A.T.カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナー ズ(現 アドバンテッジパートナー ズ有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			報酬委員長、打	旨名委員、監査委員						
昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)入行 平成10年8月 A. T. カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ(現 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、株式会社オーエムシーカード(現株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			(重要な兼職の	り状況)						
式会社新生銀行) 入行 平成10年8月 A. T. カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナー ズ (現 アドバンテッジパートナー ズ (現 アドバンテッジパートナー ズ (現 アドバンテッジパートナー ズ 有限責任事業組合) 入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、 株式会社オーエムシーカード (現 株式会社セディナ) 取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン (現 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス) 取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			株式会社松風社	土外監査役						
平成10年8月 A. T. カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナー ズ (現 アドバンテッジパートナー ズ (現 アドバンテッシート・ 、			昭和61年4月	株式会社日本長期信用銀行(現 株						
平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ(現 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、株式会社オーエムシーカード(現株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセン・(現 株式会社ニッセン・ホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)				式会社新生銀行)入行						
ズ (現 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、株式会社オーエムシーカード (現株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン (現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			平成10年8月	A. T. カーニー株式会社入社						
ズ有限責任事業組合)入社 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			平成13年8月	株式会社アドバンテッジパートナー						
平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、株式会社オーエムシーカード(現株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)				ズ (現 アドバンテッジパートナー						
株式会社オーエムシーカード(現株式会社セディナ)取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)										
株式会社セディナ)取締役 株式会社ニッセン (現 株式会社ニッセン (現 株式会社ニッセンボールディングス) 取締役 平成19年10月 株式会社ニッセンボールディングス) 取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			平成17年5月							
6 岩 本 朝 (昭和37年10月15日生) 平成19年3月 株式会社ニッセン (現 株式会社ニッセン(明本式会社ニッセンホールディングス) 取締役 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)										
(昭和37年10月15日生) マセンホールディングス) 取締役 マ成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)		いわ もと あきら								
平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役、現在に至る平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)	6		平成19年3月		一株					
ーズ代表取締役、現在に至る 平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)										
平成23年7月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)			平成19年10月							
(当社における地位および担当) 監査委員 (重要な兼職の状況)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
監査委員 (重要な兼職の状況)			平成23年7月	当社取締役、現在に至る						
監査委員 (重要な兼職の状況)			(当社におけ)	ろ 地位 お トバ 担 当)						
(重要な兼職の状況)										
				つ状況)						
				v · v =/						

候補者番 号	。	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 株式の数 (普通株式)
7	とく お ようたろう 徳 尾 陽太郎 (昭和52年2月3日生)	平成13年4月 アーサー・D・リトル株式会社入社 平成19年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合入社 平成20年6月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ出向 ヴァイスプレジデント 平成25年6月 同社ディレクター、現在に至る 平成25年10月 当社取締役、現在に至る (当社における地位および担当) 報酬委員 (重要な兼職の状況) 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ ディレクター	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 中河光雄氏は、社外取締役候補者であります。

中河光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格と長年企業の監査業務に従事した実務経験を有しており、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 酒見康史氏は、社外取締役候補者であります。

酒見康史氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る弁護士としての豊富な実務経験と幅広い見識、高度な法律知識を有しており、当社の経営に対する適切な監督が期待できるとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を現に行っていることであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、独立役員となる予定であります。

4. 岩本朗氏は、社外取締役候補者であります。

岩本朗氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社アドバンテッジアドバイザー ズにおける経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識を当社の経営に反映していた だくことを期待したためであります。

5. 徳尾陽太郎氏は、社外取締役候補者であります。

徳尾陽太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社アドバンテッジアドバイザーズにおける幹部社員としての豊富な実務経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

6. 社外取締役に就任してからの年数 (本総会終結の時まで)

中河光雄氏および酒見康史氏は6年間、岩本朗氏は4年3ヶ月間、徳尾陽太郎氏は 2年間、それぞれ就任しております。

7. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、現在、社外取締役に就任している中河光雄氏、酒見康史氏、岩本朗氏および徳尾陽太郎氏との間で、それぞれ社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項および当社定款第28条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

また、上記の社外取締役候補者4氏の再任が承認され就任したときは、当該契約は 再任後の行為についても効力を有します。

以上

メ	Ŧ			

メ	Ŧ			

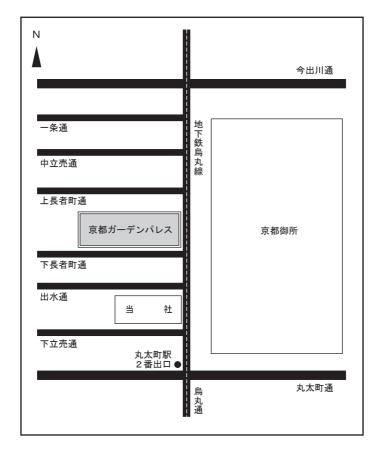
株主総会会場のご案内

会 場 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地

京都ガーデンパレス

2階 葵の間

電話: 075-411-0111



地下鉄烏丸線丸太町駅 2番出口から徒歩8分